

山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摂の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(定 義)

第3条 この要綱において、「地域コミュニティ復興支援事業」とは、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」の別添17の第3の2に基づき、市町村(地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。)(以下「市町村等」という。)が実施する事業をいう。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 前条に規定する事業に対し、交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村等の長(以下「市町村長等」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出

しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、市町村長等に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 市町村長等は、事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更(別表第4欄に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 市町村長等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 市町村長等は、事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第9条 市町村長等は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、必要があると認める場合には、市町村長等に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 市町村長等は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 市町村長等は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- 2 市町村長等は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市町村長等が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 市町村長等は、取得財産等については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 5 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 市町村長等は、対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 軽微な変更
知事が必要と認められた額	市町村等が行う地域コミュニティ復興支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10	1 第2欄の対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

様式第1号(第6条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付申請書

山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金所要額調書 (別紙1)
- 3 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金所要額内訳書 (別紙2)
- 4 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金事業計画書 (別紙3)
- 5 歳入歳出予算書(抄本)

様式第2号(第8条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名 印

平成 年度山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金にかかる
事業の { 内 容 } 変更承認申請書
 { 経費の配分 }

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨地
域コミュニティ復興支援事業費補助金について、事業の { 内 容 } を次のとおり変
更して実施したいので、山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付要綱第8条第
1号の規定により申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更理由

添付書類(交付申請書の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し
記載した書類)

様式第3号(第8条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金
中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨県
地域コミュニティ復興支援事業費補助金について、次の理由により中止(廃止)したいの
で、山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により申
請します。

1 中止(廃止)の理由

2 添付資料

(1) 申請時までの事業の進行状況(事業実績報告書の様式を準用する)

(2) その他参考資料

様式第4号(第9条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)所在地

団体名

代表者名

印

平成 年度山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金の
事業実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨県
地域コミュニティ復興支援事業費補助金にかかる事業実績について、山梨県地域コミュニ
ティ復興支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告しま
す。

- 1 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金精算書 (別紙1)
- 2 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金支出済額内訳書 (別紙2)
- 3 山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金事業実績報告書 (別紙3)
- 4 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類
- 6 支払いの方法

(1) 現 金 指 定 金 融 機 関 名 : _____

(2) 口座振替 振込先金融機関名 : _____

預金種別・口座番号 : _____

口 座 名 義 : _____

様式第5号(第11条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(請求者)所在地

団体名

代表者名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県地域
コミュニティ復興支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

- 1 概算払請求額 金 円
2 内 訳

補助金交付 決定額	既概算交付 額	差 引 額 - =	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現 金 指 定 金 融 機 関 名 : _____

(2) 口座振替 振込先金融機関名 : _____

預金種別・口座番号 : _____

口 座 名 義 : _____

様式第 6 号 (第12条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者) 所在地

団体名

代表者名

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県地域コミュニティ復興支援事業費補助金交付要綱第12条第 2 項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類